

納付方法が
年金天引き（特別徴収）の方へ

令和3年度より

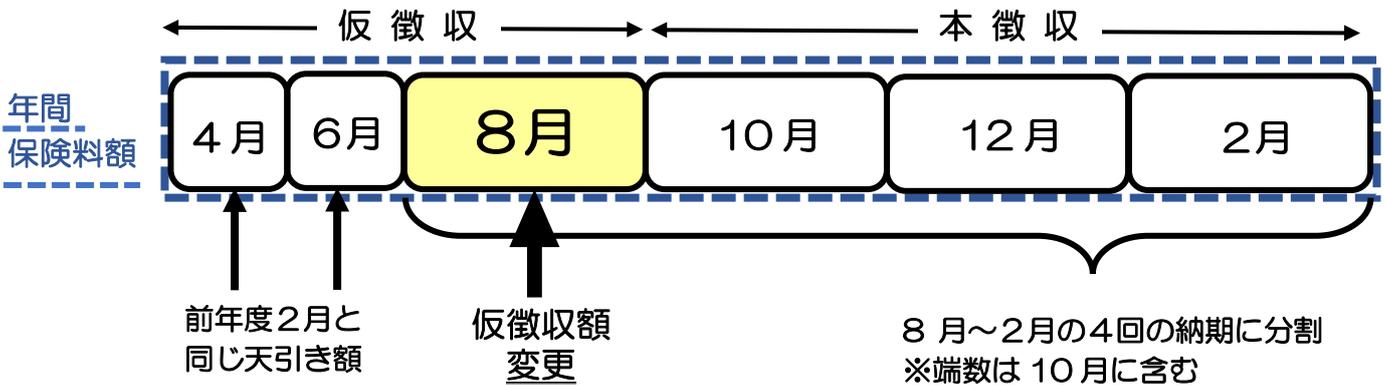
介護保険料年金天引き額を平準化しています

平準化とは、
年間を通して1回あたりの年金天引き額の差をできるだけ小さくすることです。

確定した年間保険料額から、4月、6月分の保険料額を差し引き、8月以降（8月、10月、12月、2月）の4回の納期で割って天引き額を決定します。

実際の天引き額については、7月中旬発送の「介護保険料決定通知書兼納入通知書」2ページ目「介護保険料の明細」でご確認ください。

※ 通常、4月、6月、8月の年金天引き額は、仮徴収期間のため前年度2月と同額になりますが、平準化のため、8月年金天引き額が変更になっている場合があります。



～ 平準化参考例 介護保険料額年間 90,700 円（所得段階第6段階）の場合 ～

	【1年目】	【2年目】	【3年目】
いまま	4月	●23,900 円	◆6,300 円
	6月	●23,900 円	◆6,300 円
	8月	●23,900 円	◆6,300 円
	10月	6,400 円	24,000 円
	12月	6,300 円	23,900 円
	2月	●23,900 円	◆6,300 円
平準化後	4月	●19,500 円	◆12,900 円
	6月	●19,500 円	◆12,900 円
	8月	12,900 円	16,200 円
	10月	13,000 円	16,300 円
	12月	12,900 円	16,200 円
	2月	●19,500 円	◆12,900 円

だんだん差が小さくなります

※住民税課税状況や所得金額等に変動がある方は差が大きくなる場合があります。

【担当】 燕市役所 税務課 市民税 2 係（2階6番窓口）

電話：0256-77-8144（直通）

※受付は開庁日 8：30～17：15